○国土交通省令第八十号

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行に伴い、土地収用法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

土地収用法施行規則の一部を改正する省令

土地収用法施行規則（昭和二十六年建設省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の四中「含む。」の下に「以下同じ。」を加える。

第二十六条第一号中「、独立行政法人緑資源機構」を削り、「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改め、同条第二号中ロをニとし、イをハとし、ハの前に次のように加える。

イ　法第百条の二第一項の規定により書留郵便の方法を定めること。

ロ　法第百条の二第一項及び令第四条第一項第二号の規定により書留郵便に準ずるものを定めること。

附　則

この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

○国土交通省令第八十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十二及び建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の十一の規定に基づき、並びに同法を実施するため、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

建設業法施行規則の一部を改正する省令

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十五第三項の表及び第十七条の十六の表中「一般社団法人日本建設機械化協会」を「一般社団法人日本建設機械施工協会」に改める。

第十七条の三十四の表中「財団法人建設業技術者センター（昭和六十三年六月一日に財団法人建設業技術センターという名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人建設業技術者センター」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、第十七条の十五第三項及び第十七条の十六の改正規定は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第八十二号

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行に伴い、及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十三条の三の規定に基づき、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別紙建築物又は建築物の部分の用途の区分の項中「（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を含む。）」を削る。

附　則

この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

規　則

○中央労働委員会規則第一号

労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二十六条第一項の規定に基づき、労働委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年十月一日

中央労働委員会会長　菅野　和夫

労働委員会規則の一部を改正する規則

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項中「並びに第四十五条の三第二項」を「、第四十五条の三第二項、第四十五条の八並びに第四十五条の九」に改める。

第四十三条第三項の次に次の一項を加える。

4　委員会は、事件の内容に照らし、申立書その他当事者から提出された書面等により、命令を発するに熟すると認めるときは、審問を経ないで命令を発することができる。

第四十五条の七の次に次の一款を加える。

第七款の二　事件の解決のための勧告

第四十五条の八　会長は、審査の途中において、相当と認めるときは、調査又は審問を行う手続に参与する委員の意見を聴いて、会長及び当該委員の見解を示し、当事者に対して事件の解決のための勧告を行うことができる。

第四十五条の九　前条に規定する勧告は、当事者の氏名、勧告の日付を記載し、会長及び調査又は審問を行う手続に参与する委員が署名又は記名押印した書面により行うものとする。

第五十六条第一項中「第四十」条の二十二まで」の下に「及び第四十三条第四項」を加え、同条第三項の表以外の部分中「第四十五条の三」の下に「、第四十五条の八、第四十五条の九」を加え、同項の表の上欄中「第四十五条の三第二項」の下に「、第四十五条の八、第四十五条の九」を加える。

第五十六条の二第二項の表の上欄中「第四十五条の三第二項」の下に「、第四十五条の八、第四十五条の九」を加える。

第五十六条の三第十一項の表以外の部分中「並びに第四十五条の三第一項及び第二項」を「、第四十五条の三第一項及び第二項、第四十五条の八並びに第四十五条の九」に改め、同項の表の上欄中「第四十五条の三第二項」の下に「、第四十五条の八、第四十五条の九」を加え、「第四十五条の二第一項」の下に「、第四十五条の八」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。